北方町長　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、裏面記載の事項に同意します。

請求対象期間	年　月～　年　月分

請求日	年　月　日

1．請求者(施設等利用給付認定保護者)及び償還払いの振込先 ※1 ※2

フリガナ		認定子どもとの続柄		現住所	
氏　名	印				
生年月日	年　月　日				電話：

金融機関名 / 支店名		預金種目	□ 普 通　□ 当 座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　請求者氏名は、必ず「施設等利用給付認定通知書」に記載された保護者の氏名を記入してください。

※2　原則、請求者名義の口座です。申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、裏面の委任状欄を記入してください。

2．認定子ども(認定子どもごとに申請が必要です。)

フリガナ		施設等利用給付認定	認定区分	□ 第2号　□ 第3号
氏　名			認定番号	
生年月日	年　月　日	請求対象期間における住所	□ 北方町内 □ 転入した（転入日：　年　月　日） □ 転出した（転出日：　年　月　日）	

3．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（複数記入可）

	施設・事業名称	施設等所在地		契約している利用料 ※3
①	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円
②	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円
③	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円
④	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円
⑤	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円
⑥	ﾌﾘｶﾞﾅ	〒	電話	□ 月　額　円 □ 日　額　円 □ 時間額　円

■ ①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※3　該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

＜裏面も記入して下さい。＞

4．施設等利用費の償還払い請求内訳

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） （A）※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 （B）※4	支払額合計 （C＝A＋B）	月額上限額 （D）※6	請求額 （CとDの低い方）
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円
年　月	円	円	円	円	円

※4　上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付して下さい。

※5　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※6　月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
⇒ 以下の場合の月額限度額は、それぞれ次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合
限度額：40,300(45,700)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合
限度額：40,300(45,700)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

委　任　状

北方町長　様　　年　月　日

私は、施設等利用費の受領に関する権限を右記の代理人に委任します。

請求者本人（委任者）		代理人（振込先名義人）	
住　所		住　所	
氏　名		氏　名	
生年月日	年　月　日	生年月日	年　月　日

施設等利用費の審査に係る請求者同意事項	⑴　請求者と認定子どもが、北方町内に居住していることを北方町が住民基本台帳で確認すること。 ⑵　実際に利用していることを北方町が対象施設に確認すること。 ⑶　利用料の支払い状況を北方町が対象施設に確認すること。 ⑷　課税状況を北方町が確認すること。